

# 議案第100号 小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 について

## 《改正の趣旨》

令和5年人事院勧告に準じ、市議会議員の期末手当の支給月数を改めるもの。

①令和5年12月の期末手当の支給月数を0.1月分増額

②令和6年6月以降の期末手当の支給月数を現行のものから合計0.1月分増額し、6月と12月に平準化

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和45年小松島市条例第48号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後(案)	備考
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者 にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解 散によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき議 員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得 た額の合計額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の 在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とす る。</p> <p>(1) 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の165</u></p> <p>(2) 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の132</u></p> <p>(3) 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の99</u></p> <p>(4) 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の49.5</u></p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者 にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解 散によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき議 員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得 た額の合計額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の 在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とす る。</p> <p>(1) 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の175</u></p> <p>(2) 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の140</u></p> <p>(3) 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の105</u></p> <p>(4) 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の52.5</u></p>	<p></p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>

3・4 (略)	3・4 (略)	
---------	---------	--

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和45年小松島市条例第48号)新旧対照表【第2条関係】

現行(改正条例第1条の規定による改正後の規定)	改正後(案)	備考
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の175</u></p> <p>(2) 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の140</u></p> <p>(3) 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の105</u></p> <p>(4) 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の52.5</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の170</u></p> <p>(2) 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の136</u></p> <p>(3) 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の102</u></p> <p>(4) 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の51</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p></p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>